

令和4年度中に策定・変更(見直し作業を含む。)・廃止が予定されている計画等

計画等の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等)	所管部局名 所管課名
			策定 変更 廃止	法定 受託	義務	努力 義務			
第4期滋賀県教育振興基本計画	令和6年度～	策定			○		根拠法令：教育基本法(第17条第2項)	教育委員会事務局 教育総務課	
(仮称)滋賀県学校教育情報化推進計画	令和5年度～	策定		○			根拠条例：滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例(第6条) 根拠法令：学校教育の情報化の推進に関する法律(第9条)	教育委員会事務局 教育総務課 教育ICT化推進室	
学校における働き方改革取組方針 学校における働き方改革取組計画	令和5年度～	変更 策定				○		教育委員会事務局 教職員課	
(仮称)滋賀の県立高等学校魅力化プラン	-	策定				○	上位計画等：これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針	教育委員会事務局 高校教育課 魅力ある高校づくり推進室	

第4期滋賀県教育振興基本計画の策定について

1. 策定の趣旨

- 現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」については、令和5年度(2023年度)が終期となることから、令和4年度(2022年度)から次期計画の策定に着手し、令和5年度(2023年度)中の策定を見込む。
- この計画は、「滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例」に規定される「県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画」のうち教育分野において該当するものであり、滋賀県議会の議決を経て策定する。
- この計画は、現行計画と同様に、次期「滋賀の教育大綱」と一体的に策定を図る。

2. 計画の枠組

(1)計画期間

令和6年度(2024年度)から ※現行計画は5年間

(2)策定主体

滋賀県

(3)計画の性格

- ・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画。
- ・滋賀県基本構想(平成31年3月策定)の教育分野における部門別計画。
- ・滋賀県の教育分野に係る施策の基本的な方向を体系的に定める中期計画。

3. 策定の進め方

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)で知事の附属機関として規定される滋賀県教育振興基本計画審議会を設置して諮問し、答申を得たうえで案を調製し、滋賀県議会の議決を経て策定する。併行して、滋賀県総合教育会議において、次期教育大綱の策定に関する協議を行う。

4. 今後のスケジュール(予定)

- 令和4年(2022年)9月 滋賀県教育振興基本計画審議会の設置、諮問
(令和4年度中3回、令和5年度中2回の開催を予定)
※令和4年度中に素案の作成までを見込む。
- 令和5年(2023年)4月 市町等への意見聴取
7月 滋賀県教育振興基本計画審議会からの答申
8月 県民政策コメントの実施
9月 滋賀県議会へ策定状況報告
11月 滋賀県議会へ提案
12月 計画の策定

(参考) 教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(仮称) 滋賀県学校教育情報化推進計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画

「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(努力義務)

(2) 計画期間

令和5年度から5年間を予定(ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ随時更新を加えるとともに、策定から3年度を目途に見直し。)

2 条例に基づき講ずべき施策

別紙のとおり

3 検討体制

- ・教育委員会事務局内に学校教育情報化推進計画検討会議およびワーキングチームを設置。
- ・アドバイザーとして学識経験者複数名から助言・意見を聴取。
- ・DX推進課をはじめとする庁内関係課から助言・意見を聴取。
- ・各学校の状況把握および意見を聴取。

4 策定スケジュール(予定)

令和4年	5月	常任委員会(策定概要説明) 検討会議・WGの設置
	5月～6月	各学校からの意見聴取
	8月	検討会議
	9月	常任委員会(計画骨子案)
	10月	検討会議
	11月	常任委員会(計画素案) 市町、関係者等意見照会
	12月	常任委員会(計画原案)
令和5年	1月	県民政策コメント
	3月	常任委員会(県民政策コメントおよび最終案報告) 教育委員会(計画付議) 計画策定・公表

滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例に基づき講ずべき施策

条例に規定される基本的施策	国の学校教育情報化推進計画(案) 計画的に講ずべき施策
1 情報通信技術を活用した指導方法等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの効果的な利活用の推進 ・ デジタル教材等の開発及び普及の推進
2 情報モラル教育の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報モラル教育の充実 ・ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実 ・ 著作権への理解
3 障害のある児童生徒の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
4 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育機会の確保 ・ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実
5 学校の教職員の資質の向上のための研修の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教職員の資質の向上 ・ 学習の継続的な支援等のための体制の整備 ・ 情報化による校務効率化
6 県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校におけるICTの活用のための環境の整備
7 学習の継続的な支援等のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育データの利活用 ・ 学習の継続的な支援等のための体制の整備(再掲) ・ 関係者の共通理解の促進
8 個人情報の保護等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護、情報セキュリティ対策等
9 人材の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の確保等 ・ ICT支援員など専門人材による支援
10 調査研究等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究等の推進 ・ 健康面への配慮
11 県民の理解と関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の理解と関心の増進

「学校における働き方改革」に係る取組方針の見直しおよび次期取組計画の策定について

1 概要

- ・平成30年1月 「学校における働き方改革取組方針」策定
 - ・同年 3月 「学校における働き方改革取組計画」策定(H30～32)
 - ・令和2年3月 法改正等を踏まえ「学校における働き方改革取組方針・計画」改定(R2～4)
- 「学校における働き方改革取組計画」の計画期間は今年度で終了することから、令和5年度から3か年の次期計画を策定するもの。

2 今後のスケジュール

- 5月 現行計画の検証・分析
- 6月 市町連携会議を通じた意見聴取
- 7～8月 教職員アンケートの実施
- 9～11月 アンケート結果分析、取組方針の見直し、取組計画の検討
- 12～1月 関係各所、団体等からの意見聴取、取組方針改定、取組計画の再検討
- 3月 次期取組計画策定

(仮称) 滋賀の県立高等学校魅力化プランの作成について

1. 趣旨

人口減少、少子高齢化やグローバル化、情報化、技術革新の進展等、急速に社会情勢が変化
する中で、概ね10年から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立
高校の在り方の基本的な考えを示した基本方針を令和4年3月に策定した。

そこで、令和4年度においては、この基本方針に基づく具体的な取組として、全県的視野か
ら多様な選択肢の提供や特徴的な学科等の配置を示す(仮称) 滋賀の県立高等学校魅力化プラ
ン(以下「(仮称) 魅力化プラン」という。)を提示するとともに、学科改編等に向けた準備を
進める。

2. 検討の進め方

(1) (仮称) 魅力化プランの提示(たたき台→意見聴取→案作成)

- ・県教育委員会において、学科やコース、類型の設置等による県立高校の魅力化を検討し、
たたき台を提示する。
- ・各県立高校では、教職員による主体的な魅力化策の検討や、中学校や地域等との意見交
換なども踏まえて、目指す姿を検討する。
- ・県教育委員会は、7圏域ごとに市町等との意見聴取の場を設け、地域の実情に応じた県
立高校の魅力化について検討を進める。

(2) 実施計画の作成

- ・上記の(仮称) 魅力化プランに基づき、具体的な学科・コース等の内容等を盛り込んだ
実施計画を必要に応じて作成し、中学生等に周知を図るとともに、必要な準備を進める。

3. 検討項目

- ・学科やコース・類型の設置等による県立高校の魅力化
- ・生徒数減少を見据えた学校づくり
- ・多様な学習ニーズ等への対応 など

4. スケジュール(予定)

令和4年7月～8月頃	(仮称) 魅力化プランのたたき台(案)作成・常任委員会に報告
8月～	(仮称) 魅力化プランのたたき台提示と地域での意見聴取実施
12月頃	(仮称) 魅力化プラン(案)の作成・常任委員会報告
令和5年1月～	学科・コース改編等にかかる具体的取組の検討等 (必要に応じて実施計画を検討)